

総論

第1章 計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の高齢化率は年々上昇を続け、令和5（2023）年10月1日現在29.1%となっています。本計画期間中の令和7（2025）年には団塊の世代が全員75歳以上となりますが、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年を見通すと、85歳以上が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

三郷市におきましても、平成30（2018）年10月1日現在26.4%であった高齢化率が、令和5（2023）年10月1日現在では27.3%に上昇しており、将来推計では令和12（2030）年には27.4%、令和22（2040）年は31.6%に達する見込みです。

国は今後の高齢者施策（介護保険事業（支援）計画）の基本的な考え方として、介護サービス基盤の計画的な整備（地域の実情に応じたサービス基盤の整備、在宅サービスの充実）、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組（地域共生社会の実現、医療・介護情報基盤の整備、保険者機能の強化）、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上を掲げています。

三郷市では、高齢者が生涯にわたって安心して生活するために、高齢者一人ひとりの価値観に基づいた社会参加を促進し、健康でいきいきと暮らせるようにするため、介護予防を重視した高齢者や介護者の支援、生きがいづくり、みんなで支え合う地域づくり等の事業を積極的に進めてきました。

高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持って、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会（地域共生社会）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。本計画は、「みんなで ささえあい ともにいきいきとくらするまち ～地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現～」を基本理念に据え、高齢者の状況や課題、ニーズ等を的確に捉え、将来の三郷市を見据えた高齢者保健福祉・介護保険事業の推進に向けて策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等による根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を法定根拠として策定したものです。

老人福祉法による「老人福祉計画」の内容は、高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な措置が行われるよう、地域における高齢者を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関するものです。

また、介護保険法による「介護保険事業計画」の内容は、介護保険の保険者である市が地域の被保険者の数や要介護者等の数を把握し、必要となるサービスの種類と量を予測して、あらかじめ確保する方策を用意するものです。

「老人福祉計画」の取組に「介護保険事業計画」の取組も含まれていることから、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として、一体的に策定するものです。

(2) SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの15年間の行動目標です。

17の目標、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

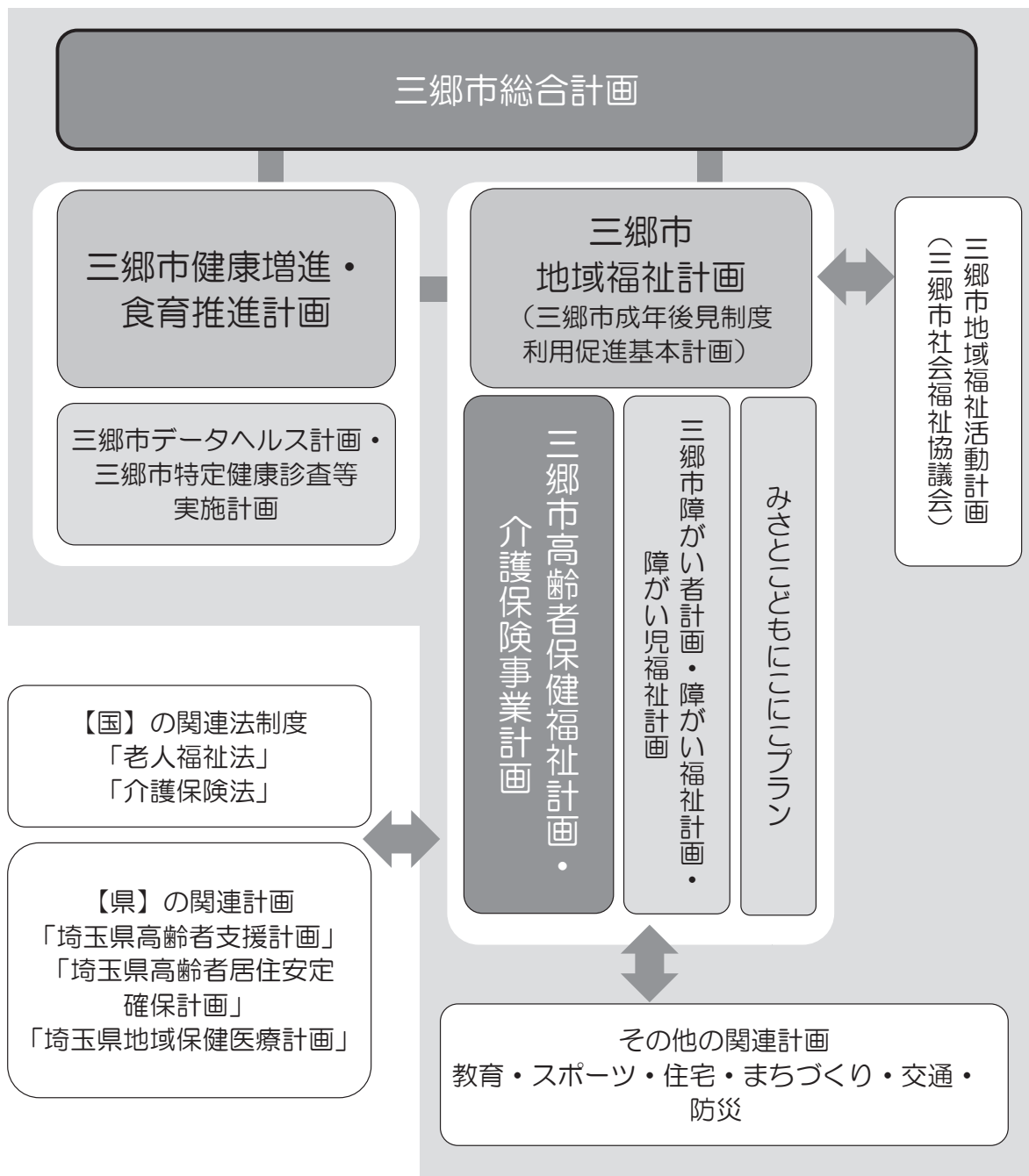
目標3の「すべての人に健康と福祉を」や、目標11の「住み続けられるまちづくりを」などが、本計画との関連が深い項目となっています。



(3) 計画の位置づけ

本計画は、三郷市の「三郷市総合計画」を上位計画として整合性を図るとともに、「三郷市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画と位置づけ、高齢者部門の計画として策定しています。

さらに、埼玉県の「埼玉県高齢者支援計画」、「埼玉県高齢者居住安定確保計画」、「埼玉県地域保健医療計画」等とも整合性を図り策定しています。

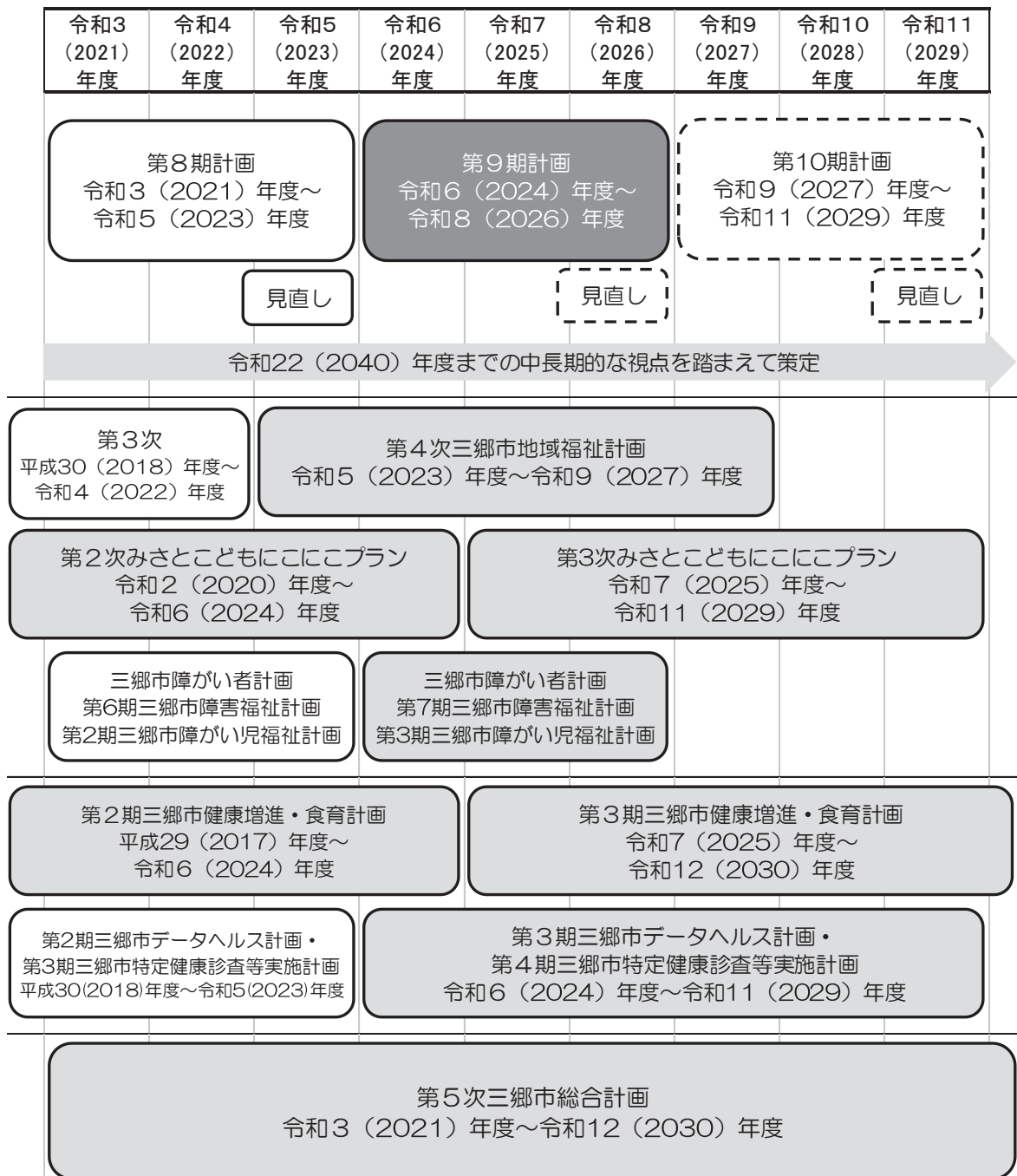


3 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年計画です。

本計画の期間中に団塊の世代（昭和22（1947）年から昭和24（1949）年生まれ）の全員が75歳以上の後期高齢者となり、今後は介護が必要な高齢者が急速に増加していくことが予想されます。さらに、団塊ジュニア世代（昭和46（1971）年から昭和49（1974）年生まれ）が65歳以上となり、85歳以上人口の急速な増加が見込まれる令和22（2040）年も見据えて、中長期的な視点に立った計画とします。

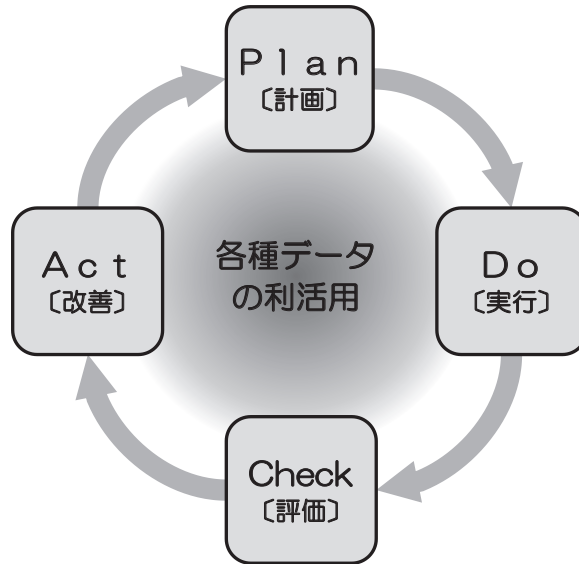
【計画の期間】



4 計画の策定体制

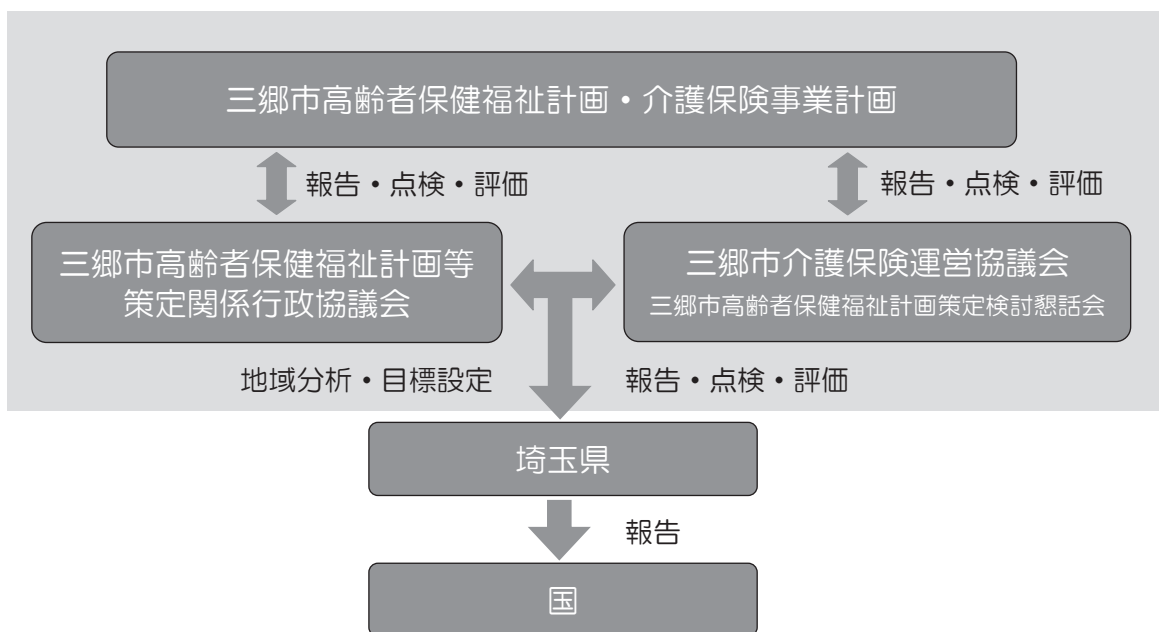
(1) PDCA サイクルの推進

本計画の策定体制については、PDCA サイクルを推進し、評価結果に基づき、より効果的な支援策を検討し、対策の実施に取り組みます。



(2) 計画の達成状況の点検及び評価、国・県との連携

計画策定後は、計画の達成状況を「三郷市高齢者保健福祉計画策定検討懇話会」「三郷市介護保険運営協議会」及び「三郷市高齢者保健福祉計画等策定関係行政協議会」に報告し、点検及び評価を行います。



(3) パブリック・コメントの実施

計画策定検討懇話会等からの意見などをもとに作成した計画素案を、公共施設や市ホームページで公表し、計画策定の意思決定にあたり、広く市民から意見を伺うため、パブリック・コメントを実施しました。

意見募集期間：令和5（2023）年12月26日（火）～
令和6（2024）年1月30日（火）

公表場所：○北ブロック（10か所）

- ・文化会館
- ・早稲田図書館
- ・北部図書館
- ・彦成地区文化センター
- ・瑞沼市民センター
- ・ららほっとみさと
- ・世代交流館ふれあいパーク
- ・ピアラシティ交流センター
- ・希望の郷交流センター
- ・岩野木老人福祉センター

○南ブロック（9か所）

- ・長寿いきがい課・介護保険課（健康福祉会館4階）
- ・市政情報コーナー（市役所4階）
- ・鷹野文化センター
- ・市立図書館
- ・高州地区文化センター
- ・東和東地区文化センター
- ・コミュニティセンター
- ・三郷中央におどりプラザ
- ・戸ヶ崎老人福祉センター

○市ホームページ

<u>意見の提出状況</u> ：市内に住所を有するかた	7者
市内に事務所または事業所を有する 個人及び法人その他の団体	1者
提出意見	17件